

立命館大学大学院学則

第 1 章 総則

第 1 条 本大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院および各研究科は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的および社会的使命を達成するため、本大学院および各研究科における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり教育研究の改善に努める。

第 2 条 本大学院に修士課程、博士課程および専門職学位課程をおく。専門職学位課程に必要な事項は立命館大学専門職大学院学則に定める。

2 博士課程は、これを標準修業年限 2 年の前期課程と標準修業年限 3 年の後期課程に区分する博士課程(以下「区分制博士課程」という。)および前期課程と後期課程の区分を設けない博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)とする。

3 区分制博士課程の前期課程を、修士課程として取り扱うものとする。

第 3 条 修士課程および博士課程前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第 4 条 本大学院に次の研究科および専攻をおく。

(1) 区分制博士課程

研究科名	博士課程前期課程または修士課程	博士課程後期課程
	専攻名	専攻名
法学研究科	法学専攻	法学専攻
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻
経営学研究科	企業経営専攻	企業経営専攻
社会学研究科	応用社会学専攻	応用社会学専攻
文学研究科	人文学専攻	人文学専攻
理工学研究科	基礎理工学専攻	
	創造理工学専攻	
	情報理工学専攻	
		総合理工学専攻
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学専攻
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学専攻
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	

言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	テクノロジー・マネジメント専攻
公務研究科	公共政策専攻	
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	

(2) 一貫制博士課程

研究科名	専攻名
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻

(3) 専門職学位課程

研究科名	専攻名
法務研究科(法科大学院)	法曹養成専攻
経営管理研究科	経営管理専攻

2 本学は、京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施に当たっては、学校法人京都産業大学が設置する京都産業大学、学校法人京都女子学園が設置する京都女子大学、学校法人同志社が設置する同志社大学および同志社女子大学、学校法人浄土宗教育資団が設置する佛教大学、学校法人龍谷大学が設置する龍谷大学とともに協力する。

第4条の2 第4条第1号および第2号に定める研究科の教育研究上の目的は、立命館建学の精神および教学理念に則り、以下の各号の通りとする。

- (1) 法学研究科は、法学政治学の研究者およびその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍できる人材の養成を目的とする。
- (2) 経済学研究科は、経済学の高度な専門性を有する有為の人材を育成することを目的とする。
- (3) 経営学研究科は、経営学の高度な専門力量をもったビジネスパーソンおよび研究者を養成することを目的とする。
- (4) 社会学研究科は、社会諸科学の視点から国内外の諸課題に応え、社会にその成果を還元しうる優秀な研究者と各専門領域における専門家を養成することを目的とする。
- (5) 文学研究科は、人文科学の総合的な研究の場として、新たな学問的可能性をひらく高度な能力を養成するとともに、人文学研究への社会的・現代的要請にもこたえていくことを目的とする。
- (6) 理工学研究科は、理工学の専門領域に関する高度な理論と技術に加え、創造的発見能力を兼ね備えた研究者、高度専門職業人を養成することを目的とする。
- (7) 国際関係研究科は、現代社会を国際的な視点から解明する国際関係学の研究者や、高度な知識を備え国際社会で活躍する職業人を養成することを目的とする。
- (8) 政策科学研究科は、現代社会の政策課題の発見と解決を促す知識の生産および人材育成の場であることを通じて、諸学の実践的総合による社会的要請への応答を目的とする。
- (9) 応用人間科学研究科は、対人援助等の高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養成することを目的とする。
- (10) 先端総合学術研究科は、現代の諸科学分野に共有された主題群をプロジェクト研究によ

って追求することを通じて、新たな研究領域の創出を担う先端的で総合的な知の探求者制作者としての研究者を養成することを目的とする。

- (11) 言語教育情報研究科は、現代社会のニーズに応えられる高度な言語コミュニケーション能力、言語情報処理能力および言語教育能力を身につけた人材の養成とその研究を目的とする。
- (12) テクノロジー・マネジメント研究科は、科学技術の価値を理解し、社会発展に寄与する能力を持った人材を養成することを目的とする。
- (13) 公務研究科は、時代が直面する課題に対してグローバルな視野を伴い、政策立案および政策実施に関わる情報収集・処理、コミュニケーション等の能力を備えた人材の育成を目的とする。
- (14) スポーツ健康科学研究科は、スポーツ健康科学の高度な専門性に基づく理論と実践を有し、豊かな人間性とリーダーシップを備え、社会の発展に貢献する有為な人材の養成を目的とする。

第5条 本大学院の収容定員は次の表のとおりとする。

(1) 区分制博士課程

研究科名	博士課程前期課程または修士課程		博士課程後期課程		総収容定員
	専攻名	収容定員	専攻名	収容定員	
法学研究科	法学専攻	200	法学専攻	45	245
経済学研究科	経済学専攻	100	経済学専攻	30	130
経営学研究科	企業経営専攻	120	企業経営専攻	45	165
社会学研究科	応用社会学専攻	120	応用社会学専攻	45	165
文学研究科	人文学専攻	210	人文学専攻	105	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	100			100
	創造理工学専攻	800			800
	情報理工学専攻	400			400
			総合理工学専攻	225	225
	計	1300	計	225	1525
国際関係研究科	国際関係学専攻	120	国際関係学専攻	30	150
政策科学研究科	政策科学専攻	80	政策科学専攻	45	125
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	120			120
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	120			120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	140	テクノロジー・マネジメント専攻	15	155
公務研究科	公共政策専攻	120			120
スポーツ健康科学	スポーツ健康科学	50			50

研究科	専攻				
合計		2800	合計	585	3385

(2) 一貫制博士課程

研究科名	専攻名	収容定員
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	150
合計		150

第6条 本大学院修士課程、博士課程前期課程または一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。ただし、第10号については、文学研究科においては適用しない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする各研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第6条の2 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

第6条の3 前条の入学志願者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

第6条の4 前条の選考による合格者は、研究科委員会、研究科教授会または学院教授会(以下「研究科委員会等」という。)の議を経て、研究科長が決定する。

2 合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに所定の納付金を納めなければならない。

3 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

第7条 本大学院博士課程後期課程または一貫制博士課程の3年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 各研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第7条の2 本大学院に転入学を志願する者については、選考のうえ、研究科委員会等の議を経て、研究科長が合格者を決定する。

第7条の3 本大学院に再入学することのできる者は、本大学院を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条第2項に規定する在学年限を超えて除籍となった者および立命館大学学則第57条第1項により退学処分となった者は、再入学することはできない。

第7条の4 転入学または再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については研究科委員会等の議を経て、研究科長が決定する。

第7条の5 転入学および再入学の場合については、第6条の2から第6条の4までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 研究科委員会等が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程または博士課程前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えてはならない。

第9条 本大学院において修士の学位を得るためには、修士課程または博士課程前期課程に2年以上在学して、正規の授業を受け、各研究科が定める所定の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程または博士課程前期課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程または博士課程前期課程において、主として実務の経験を有する者に対する教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間また時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 一貫制博士課程において、第1項に規定する修士課程または博士課程前期課程の修了に相当

する要件を満たした者に、修士の学位を授与することができる。

第9条の2 研究科委員会等が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えてはならない。

第9条の2の2 研究科委員会等が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)との協議にもとづき、学生に当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第9条の2の3 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会等の議を経て、研究科長が決定する。

第9条の3 本大学院の共通科目および単位は、別表院共通のとおりとする。ただし、本大学院において修士の学位を得るために必要な単位として算入しない。

第10条 本大学院において博士の学位を得るためには、博士課程に5年(修士課程または博士課程前期課程を修了した者にあつては、当該研究科における2年の在学期間を含む。)以上在学して、第25条から第40条の12に定める各研究科の履修要件を満たした上、博士論文を提出し、かつその審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年(修士課程または博士課程前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程または博士課程前期課程を修了した者および本学則第9条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程または博士課程前期課程を修了した者については、前項中「5年(修士課程または博士課程前期課程を修了した者については、当該研究科における2年の在学期間を含む。)」とあるのは、「修士課程または博士課程前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程または博士課程前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程または博士課程前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第1項および前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位もしくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者または専門職学位課程を修了した者が、本大学院において博士の学位を得るためには、博士課程の後期3年の課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)以上在学し、第25条から第40条の12に定める各研究科の履修要件を満たした上、博士論文を提出し、かつその審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りる。

第 10 条の 2 本大学院の共通科目および単位は、別表院共通のとおりとする。ただし、本大学院において博士の学位を得るために必要な単位として算入しない。

第 11 条 第 10 条に定める者のほか、本大学院の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者に対し、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認定されたとき、博士の学位を授与する。

第 12 条 学位およびその授与については、本学則のほか立命館大学学位規程に定める。

第 13 条 標準修業年限は、修士課程および博士課程前期課程は 2 年、博士課程後期課程は 3 年一貫制博士課程は 5 年とする。

2 在学年限は、修士課程および博士課程前期課程は 4 年、博士課程後期課程は 6 年、一貫制博士課程は 10 年とする。

第 14 条 学位論文の審査は、専攻科目および関連科目の教員 3 人以上によってこれを行う。ただし、研究科委員会等が認める場合は、審査にあたる教員数を 2 人以上とすることができる。また、他の大学院または研究所等の教員等を加えることができる。

2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について 3 人以上の教員によってこれを行う。ただし、研究科委員会等が必要と認める場合は、他の大学院または研究所等の教員等を加えることができ、また、担当する教員数を 2 人以上とすることができる。

3 学位授与は、第 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項および第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定により課程を修了した者に対して、研究科委員会等および大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

第 15 条 修士の学位は次の区分にしたがって授与する。

- (1) 法学研究科に属する者には修士(法学)
- (2) 経済学研究科に属する者には修士(経済学)
- (3) 経営学研究科に属する者には修士(経営学)
- (4) 社会学研究科に属する者には修士(社会学)
- (5) 文学研究科に属する者には修士(文学)
- (6) 理工学研究科に属する者には修士(理学)または修士(工学)
- (7) 国際関係研究科に属する者には修士(国際関係学)
- (8) 政策科学研究科に属する者には修士(政策科学)
- (9) 応用人間科学研究科に属する者には修士(人間科学)
- (10) 先端総合学術研究科に属する者には修士(学術)
- (11) 言語教育情報研究科に属する者には修士(言語教育情報学)
- (12) テクノロジー・マネジメント研究科に属する者には修士(技術経営)
- (13) 公務研究科に属する者には修士(公共政策)
- (14) スポーツ健康科学研究科に属する者には修士(スポーツ健康科学)

第 16 条 博士の学位は次の区分にしたがって授与する。

- (1) 法学研究科に属する者には博士(法学)
- (2) 経済学研究科に属する者には博士(経済学)
- (3) 経営学研究科に属する者には博士(経営学)
- (4) 社会学研究科に属する者には博士(社会学)
- (5) 文学研究科に属する者には博士(文学)

- (6) 理工学研究科に属する者には博士(理学)または博士(工学)
- (7) 国際関係研究科に属する者には博士(国際関係学)
- (8) 政策科学研究科に属する者には博士(政策科学)
- (9) 先端総合学術研究科に属する者には博士(学術)
- (10) テクノロジー・マネジメント研究科に属する者には博士(技術経営)

第 17 条 第 15 条に規定する学位には「修士(立命館大学)」、前条に規定する学位には「博士(立命館大学)」と専攻分野名および本大学名を附記する。

第 18 条 本大学院の目的を達成し、学生の研究指導を行なうため、各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

2 研究室に関する規程は別にこれを定める。

第 18 条の 2 病気その他やむを得ない理由により継続して 2 か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出た者に対して、研究科委員会等の議を経て、研究科長が休学を許可することができる。

3 研究科長は、病気のため就学することが適当でない認められる者に対して、研究科委員会等の議を経て、休学を命ずることができる。

4 休学期間は、継続して 2 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、その期間を延長して許可することができる。

5 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。ただし、一貫制博士課程においては、通算して 5 年まで休学することができる。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

7 休学期間の学費は免除する。ただし、第 53 条に定める在籍料を納めなければならない。

8 休学の手続に関する取扱いは、別にこれを定める。

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長が除籍する。ただし、第 6 号に該当する者にあつては、研究科委員会等および大学院委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 学費、特別在学料または在籍料を納めない者

(2) 第 13 条第 2 項に規定する在学年限を超えた者

(3) 前条第 5 項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者

(5) 死亡した者

(6) 修業の見込みがないと認めた者

2 除籍に関する事項は、別にこれを定める。

第 19 条の 2 本大学院の学生で、第 4 条で規定する他の研究科または専攻で、第 6 条または第 7 条に定める入学資格が同一の研究科または専攻に限り転籍を認めることがある。

2 転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の研究科委員会等および転籍先の研究科委員会等の議を経て、転籍先の研究科長が許可する。

3 転籍に関する取扱いは、別にこれを定める。

第 20 条 (削除)

第2章 教員組織

第21条 本大学院各研究科に研究科長を置く。

2 本大学院各研究科に副研究科長を置くことができる。

第22条 本大学院各研究科に当該研究科の研究科長、副研究科長および授業担当専任教員をもって組織する研究科委員会または研究科教授会を置く。ただし、理工学研究科に関わる事項については、総合理工学院教授会にて取り扱う。

2 委員長は、研究科長がこれにあたる。

第23条 研究科委員会等は、次の事項を審議する。

- (1) 学科課程および学科考査に関する事項
- (2) 学生の資格認定およびその身分に関する事項
- (3) 学位論文審査に関する事項
- (4) 学科目担当者に関する事項
- (5) 学則の変更に関する事項
- (6) その他研究科に関する重要な事項

第24条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科長および研究科委員会等において互選した1人の委員をもって組織する。

3 大学院委員会は、学長がこれを招集してその議長となる。

4 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学位授与に関する事項
- (2) その他各研究科共通の事項

第3章 研究科

第1節 法学研究科

第25条 法学研究科の科目およびその単位は別表法 1のとおりとする。ただし、法学研究科委員会において必要を認めるときは、変更することができる。

第26条 博士課程前期課程においては、前条の科目および単位は、次の各号の方法により履修しなければならない。

(1) 研究コース

前条別表法 1の自コースの科目より講義8単位、演習4単位、外国書講読(2カ国語)8単位、特別研究6単位を含めて合計30単位以上を履修しなければならない。特別研究は指導教授の指導を受けるものとする。ただし、外国書講読については、外国人留学生は自国語以外の2カ国語を履修するものとし、うち1カ国語は日本語によることができる。

(2) リーガル・スペシャリスト・コース

前条別表法 1に定める自コースの科目より特別演習6単位を含めて16単位以上を履修し、かつ合計30単位以上を履修しなければならない(研究コース科目除く)。特別演習は指導教授の指導を受けなければならない。

(3) 法政リサーチ・コース

前条別表法 1に定める科目より、特別演習6単位を含めて30単位以上を履修しなければ

- ならない(研究コース科目除く)。特別演習は、指導教授の指導を受けなければならない。
- 2 他の研究科または他の大学院(外国の大学院を含む)において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前項の単位は、合わせて10単位まで修了に必要な単位に算入することができる。ただし、リーガル・スペシャリスト・コース、法政リサーチ・コースにおいては、コース共通科目として算入することができる。研究コースについては、外国書講読、演習、特別研究の各科目を除き、自コース科目として算入することができる。

第26条の2 博士課程後期課程においては、第25条別表法 1の科目より合計12単位以上を履修し、必要な研究指導を受けなければならない。

- 2 他の研究科または他の大学院(外国の大学院を含む)において履修した授業科目について修得した単位を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 経済学研究科

第27条 経済学研究科経済学専攻の科目及び単位は別表経 1のとおりとする。

第28条 前条の科目及び単位は次の方法により履修しなければならない。

- 1 博士課程前期課程においては、別表の科目より次の方法で履修しなければならない。

(1) 履修は次のイ、ロのいずれかの方法によるものとする。

イ 経済学特別演習 または Elementary Seminar および経済学特別演習 (各2単位)合計4単位、経済学研究演習4単位、論文指導または Thesis 6単位を含めて合計32単位以上を選択履修しなければならない。ただし、論文指導については、指導教授の指導・認定を受けなければならない。

ロ 経済学特別演習 または Elementary Seminar および経済学特別演習 (各2単位)合計4単位、経済学研究演習4単位、課題研究2単位を含めて合計32単位以上を選択履修しなければならない。ただし、課題研究については、指導教授の指導・認定を受けなければならない。

(2) 他の大学院(外国の大学院を含む)及び他の研究科において履修した単位は、これを10単位をこえない範囲で修得したものとみなすことができる。

- 2 博士課程後期課程においては、別表の科目より選択履修し、必要な研究指導を受けなければならない。

第3節 経営学研究科

第29条 経営学研究科企業経営専攻の科目、単位および履修上の区分は別表営 1のとおりとする。

第30条 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

- 1 博士課程前期課程においては、別表営 1の科目より次の方法で履修するものとする。

(1) 特別研究6単位を含めて合計30単位以上を選択履修しなければならない。ただし、特別研究については、指導教授の指導・認定を受けるものとする。

(2) 他の大学院(外国の大学院を含む)および他研究科において履修した単位は、これを10単位をこえない範囲で修得したものとみなすことができる。

- 2 博士課程後期課程においては、別表営 1の専攻科目につき必要な研究指導を受けなければ

ならない。

第4節 社会学研究科

第31条 社会学研究科応用社会学専攻の科目およびその単位は別表社 1の通りとする。

第32条 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

- 1 博士課程前期課程においては、「社会学研究科履修規程」の定めるところに従って合計30単位以上を選択履修しなければならない。なお、他の大学院(外国の大学院を含む)および研究科において履修した単位は、これを10単位をこえない範囲で修得したものとみなすことができる。
- 2 博士課程後期課程においては、「社会学研究科履修規程」の定めるところに従って12単位以上履修し必要な研究指導を受けなければならない。

第32条の2 (削除)

第32条の3 社会学研究科において社会調査士課程および専門社会調査士課程に関する科目を置く。科目およびその単位は別表社 3および別表社 4の通りとする。

第5節 文学研究科

第33条 文学研究科の科目および単位は別表文院 1、ならびに別表文院 2のとおりとする。文学研究科委員会において必要と認めるときは、変更することができる。

第34条 前条の科目及び単位は次の方法により履修しなければならない。

- 1 博士課程前期課程においては、別表文院 1の科目より所属する専修の前期課程 特別研究 ~ の中から4単位以上を含めて30単位以上を選択履修しなければならない。選択履修の方法については「文学研究科履修規程」に定めるところによる。
- 2 博士課程後期課程においては、別表文院 2の科目より所属する専修の後期課程 特別研究 ~ の中から6単位以上を履修しなければならない。選択履修の方法については「文学研究科履修規程」に定めるところによる。

第6節 理工学研究科

第35条 理工学研究科各専攻の科目及び単位は別表理 1のとおりとする。

第36条 前条の科目及び単位は次の方法により履修しなければならない。

- 1 博士課程前期課程においては、「理工学研究科履修規程」の定めるところに従って30単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。

なお、各専攻とも他の専攻、他の研究科及び他の大学院もしくは外国の大学院において修得した単位は、これを10単位をこえない範囲で理工学研究科当該専攻において修得したものとみなすことができる。

- 2 博士課程後期課程においては、「理工学研究科履修規程」の定めるところに従って8単位以上を

修得するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。

3 (削除)

第7節 国際関係研究科

第37条 国際関係研究科国際関係学専攻の科目および単位は別表国 1、別表国 2の通りとする。

第38条 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

- 1 博士課程前期課程においては、別表国 1の科目より次の方法で履修するものとする。
 - (1) グローバル・ガバナンス / 国際協力開発 / 多文化共生の各プログラムの履修については、基幹科目4単位、プログラム科目10単位、特別演習2単位および論文指導4単位を含めて30単位以上選択履修しなければならない。ただし、特別演習については、指導教授の指導・認定を受けるものとする。
 - (2) Global Cooperation Programの履修については、プログラム科目14単位、特別演習2単位および論文指導4単位を含めて30単位以上を選択履修しなければならない。ただし、特別演習については、指導教授の指導・認定を受けるものとする。
 - (3) 他の大学院(外国の大学院を含む。)および他の研究科において修得した単位は、これを10単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。
- 2 博士課程後期課程においては、別表国 2の科目より10単位以上を選択履修し必要な研究指導を受けなければならない。

第8節 政策科学研究科

第39条 政策科学研究科政策科学専攻の科目および単位は次のとおりとする。

- 1 博士課程前期課程
別表政 1のとおりとする。
- 2 博士課程後期課程
別表政 2のとおりとする。

第40条 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

- 1 博士課程前期課程においては、前条の別表政 1の科目より次の方法で履修しなければならない。
 - (1) 研究指導科目「リサーチプロジェクト 」、 「リサーチプロジェクト 」、 「リサーチプロジェクト 」、 「リサーチプロジェクト 」の中から、「リサーチプロジェクト 」を含む3科目12単位以上、合計30単位以上を選択修得しなければならない。
 - (2) 「地域共創研究 」、 「地域共創研究 」、 「地域共創研究 」で履修した単位は、合わせて8単位まで修了に必要な単位に算入することができる。
 - (3) 他の研究科または他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 博士課程後期課程においては、前条の別表政 2の科目より次の方法で履修しなければなら

ない。

- (1) 「リサーチセミナー1」、「リサーチセミナー2」、「アドバンストリサーチセミナー1」および「アドバンストリサーチセミナー2」の中から、12単位以上を履修しなければならない。
- (2) 前号の12単位には、「アドバンストリサーチセミナー1」および「アドバンストリサーチセミナー2」の中から、6単位以上を含まなければならない。

第9節 応用人間科学研究科

第40条の1 応用人間科学研究科応用人間科学専攻の科目および単位は別表のとおりとする。

第40条の2 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

- (1) 臨床心理学特別演習2単位または対人援助学特別演習2単位を含めて32単位以上を選択履修しなければならない。ただし、特別演習については指導教授の指導・認定を受けるものとする。
- (2) 他の大学院(外国の大学院を含む。)および他の研究科において修得した単位は、これを10単位をこえない範囲で当該研究科で修得したものとみなすことができる。

第10節 先端総合学術研究科

第40条の3 先端総合学術研究科先端総合学術専攻の科目および単位は別表先端のとおりとする。

第40条の4 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

プロジェクト演習を含めて38単位以上を選択修得しなければならない。ただし、プロジェクト演習については指導教授の指導・認定を受けるものとする。

- 2 他の大学院(外国の大学院を含む)および他の研究科において修得した単位は、これを10単位をこえない範囲で当該研究科で修得したものとみなすことができる。

第11節 言語教育情報研究科

第40条の5 言語教育情報研究科言語教育情報専攻の科目および単位は別表言語のとおりとする。

第40条の6 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

- (1) 課題研究演習4単位を含めて36単位以上を選択履修しなければならない。
- (2) 他の大学院(外国の大学院を含む)および他の研究科において履修した単位は、これを10単位をこえない範囲で本研究科で修得したものとみなすことができる。

第12節 テクノロジー・マネジメント研究科

第40条の7 テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻の科目および単位は次のとおりとする。

1 博士課程前期課程

別表テ 1のとおりとする。

2 博士課程後期課程

別表テ 2のとおりとする。

第40条の8 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

1 博士課程前期課程においては、前条の別表テ 1の科目より次の方法で履修するものとする。

(1) 履修は次のイ、ロのいずれかの方法によるものとする。

イ コア科目6単位、特別研究6単位を含めて34単位以上を選択履修しなければならない。ただし、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格しなければならない。なお、入門科目は修了要件に含めない。

ロ コア科目6単位、課題研究4単位を含めて34単位以上を選択履修しなければならない。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査に合格しなければならない。なお、入門科目は修了要件に含めない。

(2) 他の大学院(外国の大学院を含む)および他の研究科において修得した単位は、これを10単位をこえない範囲で当該研究科で修得したものとみなすことができる。

2 博士課程後期課程においては、前条の別表テ 2の科目より次の方法で14単位以上履修し必要な研究指導を受けなければならない。

(1) コース・ワーク科目から6単位以上を選択履修しなければならない。

(2) 特別研究から8単位以上を履修しなければならない。

第 13 節 公務研究科

第40条の9 公務研究科公共政策専攻の科目、単位および履修上の区分は別表公務のとおりとする。

第40条の10 前条の科目および単位は次の方法により履修しなければならない。

コア科目4単位、基礎科目4単位、展開科目4単位およびリサーチ・プロジェクト8単位を含めて32単位以上を選択履修しなければならない。

2 他の大学院(外国の大学院を含む)および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位は、10単位をこえない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第 14 節 スポーツ健康科学研究科

第 40 条の 11 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の科目、単位及び履修上の区分は別表スポーツ健康科学のとおりとする。

第 40 条の 12 前条の科目および単位は、次の方法により履修しなければならない。基礎科目 8 単位以上、展開科目 10 単位以上および研究指導 2 単位以上を含む演習科目 6 単位以上を含めて 30 単位以上を選択履修しなければならない。

2 他の大学院(外国の大学院を含む) および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本研究科で修得したものとみなすことができる。

第4章 教職課程

第41条 本大学院において、中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、各研究科における授業科目より教育職員免許法および同施行規則に定める必要単位数を履修しなければならない。

第42条 本大学院において所要資格を得ることができる教育職員免許状の種類および教科は次のとおりである。

研究科名	専攻名	免許状の種類および教科
法学研究科	法学専攻	高等学校専修公民 中学校専修社会
経済学研究科	経済学専攻	高等学校専修公民 中学校専修社会
経営学研究科	企業経営専攻	高等学校専修商業
社会学研究科	応用社会学専攻	高等学校専修公民 高等学校専修福祉 中学校専修社会
文学研究科	人文学専攻	高等学校専修地理歴史 高等学校専修公民 高等学校専修国語 高等学校専修英語 中学校専修社会 中学校専修国語 中学校専修英語
理工学研究科	基礎理工学専攻	高等学校専修数学 高等学校専修理科 中学校専修数学 中学校専修理科
	創造理工学専攻	高等学校専修理科 高等学校専修工業 高等学校専修情報 中学校専修理科
	情報理工学専攻	高等学校専修数学 高等学校専修理科 高等学校専修情報 中学校専修数学 中学校専修理科
国際関係研究科	国際関係学専攻	高等学校専修公民 中学校専修社会

政策科学研究科	政策科学専攻	高等学校専修公民 中学校専修社会
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	高等学校専修公民 中学校専修社会
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	高等学校専修英語 中学校専修英語
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	高等学校専修商業 高等学校専修工業
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	高等学校専修保健体育 中学校専修保健体育

第5章 科目等履修生、特別聴講学生および特別研究学生

第43条 (削除)

第44条 本大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会等の議を経て、研究科長が科目等履修生として許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

第44条の2 他の大学院等(外国の大学院等を含む。)との協定にもとづき、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会等の議を経て、研究科長が特別聴講学生として許可する。

2 特別聴講学生に関する事項は、別にこれを定める。

第44条の3 他の大学院等(外国の大学院等を含む。)との協定にもとづき、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、選考のうえ、研究科委員会等の議を経て、研究科長が特別研究学生として許可する。

2 特別研究学生に関する事項は、別にこれを定める。

第45条 (削除)

第6章 外国人留学生および留学

第46条 大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍する者を外国人留学生とする。

第46条の2 留学とは、外国の大学院またはそれらに相当する高等教育機関もしくは研究機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目もしくは研究指導を受けること、または研究に従事することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、研究科委員会等の議を経て、研究科長が留学を許可する。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

4 留学中の学費納付は、第49条の2の規定による。ただし、協定に基づく本大学院と他大学院との学位取得プログラムにおける、他大学院での学位取得中の本大学院の学費は免除し、第

53 条第 2 項に定める特別在学料を納めなければならない。

5 留学の手続に関する事項は、別にこれを定める。

第 7 章 研修生および研究生

第 47 条 本大学院の修士または専門職の学位を得た者で、さらに研究を継続し、大学の研究施設を利用しようとする者があるときは、研究科委員会等において選考のうえ、研究科長が研修生として許可する。

2 研修生に関する事項は、別にこれを定める。

第 48 条 本大学院の博士の学位を得た者または博士課程後期課程もしくは一貫制博士課程に標準修業年限以上在学したうえで、履修要件を満たし退学した者で、さらに研究を継続し、本学の施設を利用しようとする者があるときは、研究科委員会等において選考のうえ、研究科長が研究生として許可する。

2 研究生に関する事項は、別にこれを定める。

第 8 章 学費等納付金および手数料

第 49 条 (削除)

第 49 条の 2 学費とは、入学金、授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料をいう。

2 入学手続きにあたっては、納付金別表 1-1 に定める入学金を納めなければならない。

3 学生は、所属する研究科・専攻等の納付金別表 1-2 に定める入学金以外の学費（以下「授業料等」という。）を学年ごとに納めなければならない。

4 前 2 項にかかわらず、学費の一部または全額を減免することがある。学費減免については、別にこれを定める。

5 学生は、実習を伴う特定の授業科目を履修する場合は、学費とは別に、実習費を納めなければならない。

6 実習費は、別にこれを定める。

第 49 条の 3 科目等履修生として授業科目の履修を志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 科目等履修生選考料は、別にこれを定める。

3 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料および科目等履修料を、特別聴講学生に許可された者は、特別履修料を、研修生に許可された者は、研修料を、研究生に許可された者は、研究料を納めなければならない。

4 科目等履修生登録料は、別にこれを定め、科目等履修料、特別履修料、研修料および研究料は、納付金別表 1-3 のとおりとする。

第 50 条 (削除)

第 51 条 (削除)

第 52 条 (削除)

第 53 条 休学期間の在籍料は、納付金別表 1-4 のとおりとする。

- 2 協定にもとづく本大学院と他大学院の学位取得プログラムにおける、他大学院での学位取得中の者は、特別在学料を納めなければならない。
- 3 博士課程後期課程または一貫制博士課程において学位申請を行い、学位審査のために標準修業年限を超えて次学期も在学する者は、特別在学料を納めなければならない。
- 4 前2項の特別在学料は、納付金別表 1-5 のとおりとする。

第54条 (削除)

第55条 学費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、研修料、研究料、特別履修料および実習費の納付に関する事項は、別にこれを定める。

第55条の2 入学検定料等の手数料については、別にこれを定める。

第56条 (削除)

第57条 (削除)

第58条 次の各号に定める場合を除き、既に納めた学費は返還しない。

(1) 次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、授業料等を返還する。

イ) 前期入学予定者 3月31日まで

ロ) 後期入学予定者 9月25日まで

(2) 前期に年次の授業料等を納め、9月25日までに退学または除籍となった場合は、既に納めた金額から授業料等の2分の1を差引いた金額を返還する。

第58条の2 既に納めた在籍料、特別在学料、科目等履修料、研修料、研究料、特別履修料および実習費は返還しない。ただし、科目等履修生が前期に後期分を含む科目等履修料を納め、後期の受講登録において後期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する科目等履修料を返還する。

第9章 雑則

第59条 大学院の学年および学期、休業日、入学の時期、授業の方法、単位計算方法、各授業科目の授業期間、単位の授与、成績、復学、退学、表彰、懲戒および奨学制度については、立命館大学学則第15条、第16条、第20条、第33条(第3項を除く。)、第34条、第35条、第36条、第43条、第47条、第52条、第56条、第57条および第69条の規定を準用する。この場合において、「本大学」、「教授会」、「学部長」とあるのは、「本大学院」、「研究科委員会等」、「研究科長」と読み替える。